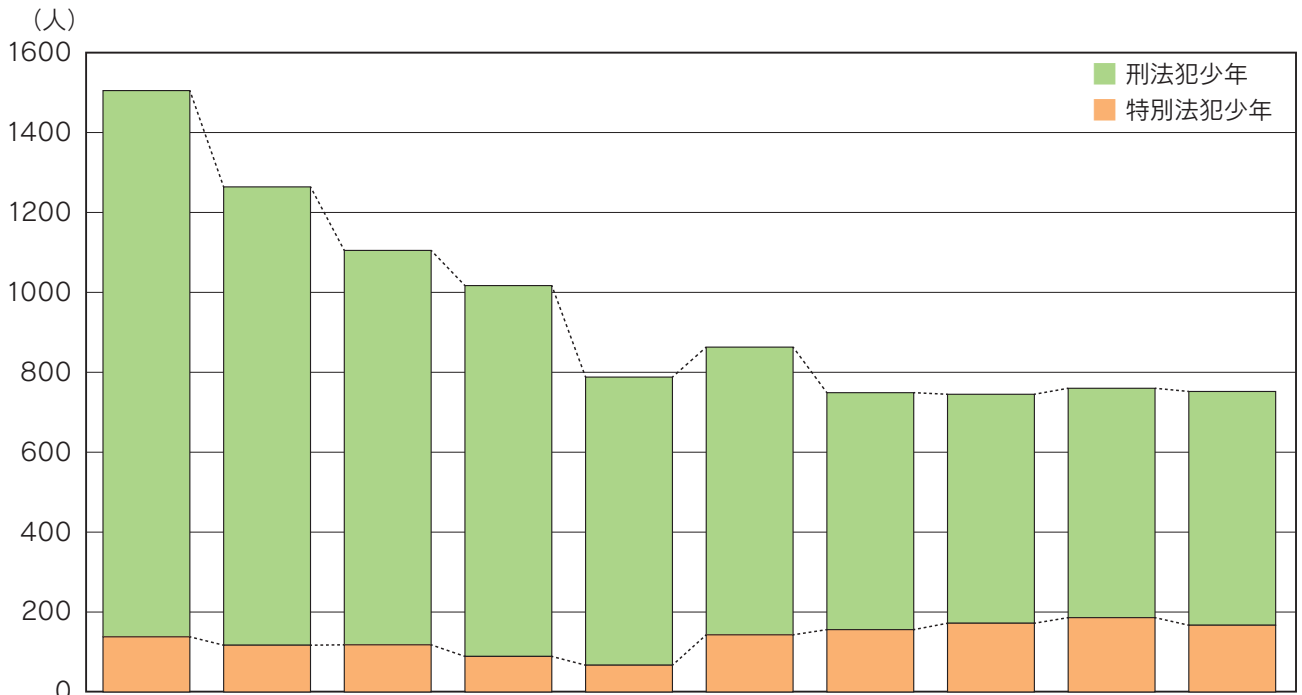


# 静岡県の少年非行等の概況

(令和5年中)

## 県内の少年非行の実態 (少年の検挙・補導人数の推移)

少年の検挙・補導人数の総数は減少、刑法犯少年は2年連続で増加しています。



区分	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数		1,505	1,264	1,105	1,017	788	863	749	745	760	752
刑法犯少年		1,367	1,147	987	928	721	720	593	573	574	585
犯罪少年		1,108	928	808	678	559	528	442	437	413	464
触法少年		259	219	179	250	162	192	151	136	161	121
特別法犯少年		138	117	118	89	67	143	156	172	186	167
犯罪少年		132	103	101	76	63	131	150	155	175	162
触法少年		6	14	17	13	4	12	6	17	11	5

【用語の意味】

- 犯罪少年……………罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
  - 触法少年……………14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
  - 不良行為少年……………飲酒、喫煙、家出、怠学その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年
  - 刑法犯少年……………刑法に規定する罪(交通関係を除く。)で検挙・補導された少年
  - 特別法犯少年……………刑法以外の刑罰法令に規定する罪(交通関係を除く。)で検挙・補導された少年
  - 検挙・補導人数……………警察で犯罪少年として検挙し、又は触法少年として補導した人数
  - 福祉犯……………児童買春にかかる犯罪や児童の心身に有害な影響を与えるもの、その他の少年の福祉を害する犯罪
- ・本資料図表の増減欄における「▲」印は減少を示しています。  
 ・本資料図表の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。



# 1 刑法犯少年の検挙・補導状況

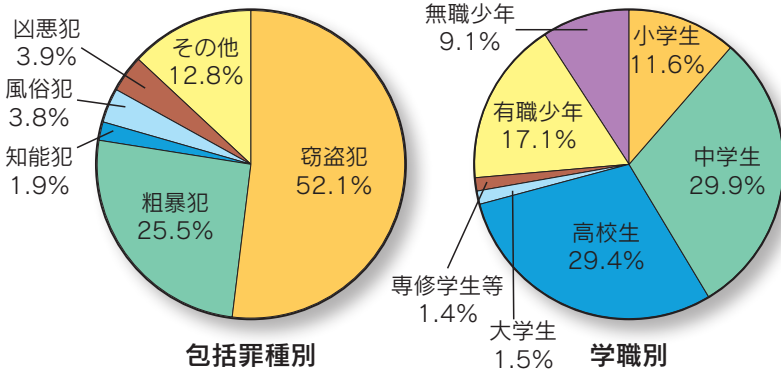
検挙・補導した刑法犯少年は585人、前年と比べて増加しました。

## ● 包括罪種別・学職別の検挙・補導人数

(人)

包括罪種別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等		
総数		585	574	11	432	68	175	172	9	8	100	53
		(91)	(96)	(▲5)	(69)	(13)	(32)	(23)	(0)	(1)	(13)	(9)
構成比 (%)		100.0	-	-	73.8	11.6	29.9	29.4	1.5	1.4	17.1	9.1
		(100.0)	-	-	(75.8)	(14.3)	(35.2)	(25.3)	(0.0)	(1.1)	(14.3)	(9.9)
包括罪種別	凶悪犯	23	11	12	15	2	9	4	0	0	5	3
		(6)	(1)	(5)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)
	粗暴犯	149	136	13	99	17	49	31	1	1	37	13
		(9)	(15)	(▲6)	(5)	(0)	(3)	(2)	(0)	(0)	(2)	(2)
	窃盗犯	305	328	▲23	232	36	94	92	5	5	46	27
		(68)	(72)	(▲4)	(55)	(8)	(27)	(19)	(0)	(1)	(8)	(5)
	知能犯	11	17	▲6	3	0	0	3	0	0	2	6
		(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
風俗犯	22	14	8	20	2	5	12	1	0	2	0	
	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	
その他の刑法犯	75	68	7	63	11	18	30	2	2	8	4	
	(6)	(8)	(▲2)	(6)	(4)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	

※ ( )内は女子を内数で示しています。



令和5年中に検挙・補導した刑法犯少年は585人で、前年と比べて11人増加しました。

包括罪種別では、万引きなどの窃盗犯が305人と最も多く、全体の約半数を占めています。

学職別では、中学生が175人と最も多く、全体の約30%を占めており、次いで高校生、有職少年、小学生の順となっています。



## 窃盗犯で検挙・補導した少年のうち、最も多い手口は「万引き」でした。

### ● 窃盗犯の検挙・補導人数の手口別推移

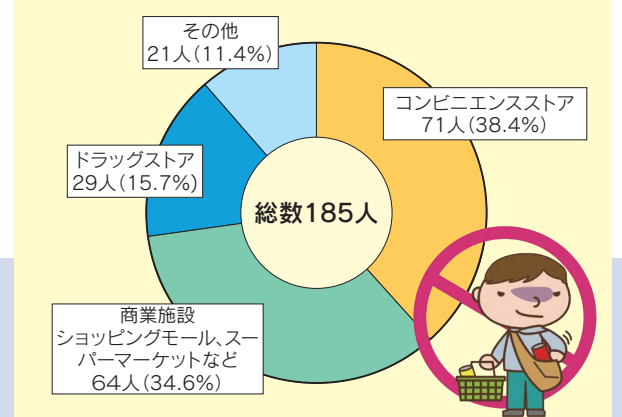
(人)

手口別	年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数		422	387	330	328	305
侵入窃盗	侵入窃盗	11	12	9	9	7
	空き巣	4	3	3	2	1
	忍込み	0	1	0	3	0
	出店荒し	3	1	0	0	0
	その他	4	7	6	4	6
乗り物盗	乗り物盗	108	116	81	77	66
	自動車盗	7	3	0	9	0
	オートバイ盗	35	36	24	16	16
	自転車盗	66	77	57	52	50
非侵入窃盗	非侵入窃盗	303	259	240	242	232
	車上ねらい	5	2	4	4	3
	部品ねらい	3	4	3	4	2
	万引き	228	194	207	209	185
	置き引き	13	14	3	6	6
	その他	54	45	23	19	36

刑法犯少年のうち、検挙・補導人数が最も多い窃盗犯を手口別に見ると、万引きが185人と最も多く、窃盗犯全体の約60%を占めています。

万引きの犯行場所別では、コンビニエンスストアが最も多く、次いで、ショッピングモールなどの商業施設、ドラッグストアの順となっています。

### ● 万引き犯行場所別の検挙・補導人数



## 2 特別法犯少年の検挙・補導状況

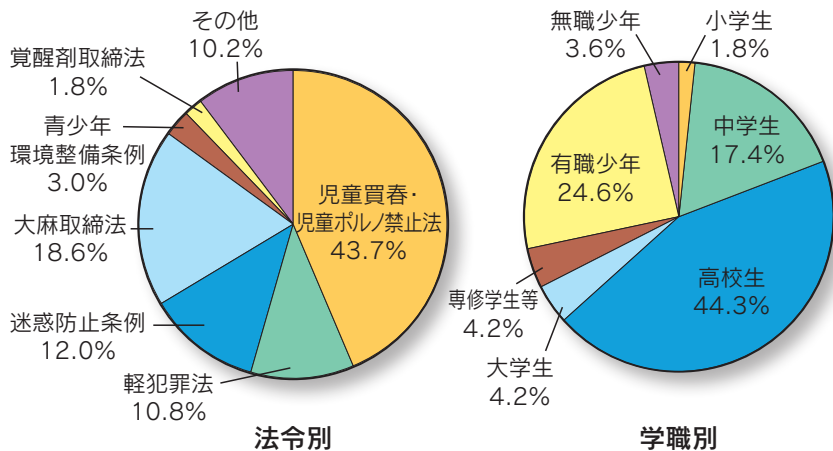
検挙・補導した特別法犯少年は167人、前年と比べて減少しました。

### ● 主要法令別・学職別の検挙・補導人数

(人)

主要法令別	学職別		増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年	
	総数	前年			小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等			
総数	167	186	▲19	120	3	29	74	7	7	41	6	
構成比 (%)	100.0	-	-	71.9	1.8	17.4	44.3	4.2	4.2	24.6	3.6	
	(100.0)			(50.0)	(0.0)	(8.3)	(41.7)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(16.7)	
主要法令別	軽犯罪法	18	42	▲24	11	2	0	9	0	0	6	1
		(4)	(5)	(▲1)	(3)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(1)
	迷惑防止条例	20	18	2	18	1	5	7	2	3	2	0
		(0)	(1)	(▲1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	児童買春・児童ポルノ禁止法	73	92	▲19	72	0	23	46	2	1	1	0
		(2)	(3)	(▲1)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
	青少年保護育成条例	5	11	▲6	2	0	0	1	0	1	3	0
		(0)	(1)	(▲1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	大麻取締法	31	16	15	5	0	0	2	1	2	22	4
		(4)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)
覚醒剤取締法	3	4	▲1	1	0	0	1	0	0	2	0	
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
廃棄物処理法	3	1	2	1	0	0	1	0	0	2	0	
	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	
その他の刑法犯	14	2	12	10	0	1	7	2	0	3	1	
	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	

※ ( )内は女子を内数で示しています。



令和5年中に検挙・補導した特別法犯少年は167人で、前年と比べて19人減少しました。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が73人と最も多く、次いで大麻取締法違反、迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反の順となっています。

学職別では、高校生が74人と最も多く、全体の44%を占めており、次いで有職少年、中学生の順となっています。



### Topics① 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組

友人や先輩から誘われる「日雇いバイト」に参加したり、SNS等で仕事の内容を明らかにしないまま高額な報酬を示して求人を行う「闇バイト」に応募したりした少年が、特殊詐欺の「受け子」・「出し子」や強盗の実行犯として犯罪を行い、検挙されている実態があります。

県警察では、県内の少年院の協力のもと、特殊詐欺に加担し、検挙された少年達のインタビューをもとに啓発動画「心情～伝えられること～」を制作し、少年を犯罪に加担させないための取組を推進しています。

YouTube静岡県警察公式チャンネルでご覧いただけます。



# 3 不良行為少年の補導状況

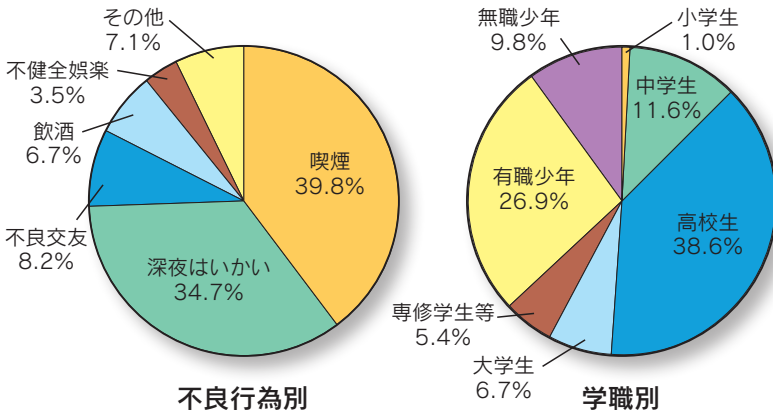
補導した不良行為少年は8,772人、前年と比べて減少しました。

## ● 行為別・学職別の補導人数

(人)

行為別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等		
総数		8,772 (2001)	9,337 (2101)	▲565 (▲100)	5,558 (1448)	92 (19)	1,020 (325)	3,384 (954)	587 (53)	475 (97)	2,357 (351)	857 (202)
構成比 (%)		100.0 (100.0)	-	-	63.4 (72.4)	1.0 (0.9)	11.6 (16.2)	38.6 (47.7)	6.7 (2.6)	5.4 (4.8)	26.9 (17.5)	9.8 (10.1)
飲酒		589 (186)	589 (201)	0 (▲15)	368 (124)	0 (0)	43 (21)	147 (52)	124 (28)	54 (23)	158 (42)	63 (20)
喫煙		3,494 (513)	3,529 (490)	▲35 (23)	1,463 (216)	1 (0)	132 (45)	633 (114)	378 (17)	319 (40)	1,595 (199)	436 (98)
粗暴行為		253 (17)	187 (18)	66 (▲1)	190 (15)	31 (8)	93 (2)	61 (5)	4 (0)	1 (0)	36 (1)	27 (1)
暴走行為		43 (2)	66 (6)	▲23 (▲4)	13 (1)	0 (0)	2 (0)	6 (1)	4 (0)	1 (0)	24 (1)	6 (0)
家出		163 (81)	178 (91)	▲15 (▲10)	148 (73)	19 (4)	81 (44)	45 (24)	0 (0)	3 (1)	5 (1)	10 (7)
無断外泊		41 (22)	47 (33)	▲6 (▲11)	34 (20)	1 (0)	15 (11)	17 (9)	0 (0)	1 (0)	4 (1)	3 (1)
深夜はいかい		3,045 (870)	3,284 (925)	▲239 (▲55)	2,454 (727)	14 (0)	329 (106)	2,050 (603)	12 (1)	49 (17)	351 (81)	240 (62)
怠学		88 (32)	95 (23)	▲7 (9)	88 (32)	7 (2)	24 (10)	57 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不健全性的行為		9 (5)	19 (9)	▲10 (▲4)	7 (4)	0 (0)	1 (1)	4 (2)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)
不良交友		717 (133)	1,118 (225)	▲401 (▲92)	497 (99)	12 (3)	153 (33)	224 (41)	64 (7)	44 (15)	159 (23)	61 (11)
不健全娯楽		304 (139)	204 (73)	100 (66)	286 (137)	5 (2)	144 (52)	137 (83)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	8 (1)
その他		26 (1)	21 (7)	5 (▲6)	10 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	13 (0)	3 (1)

※ ( )内は女子を内数で示しています。



令和5年中に喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導した少年は8,772人で、前年と比べて565人減少しました。

行為別では、喫煙が最も多く、次いで深夜はいかい、不良交友、飲酒の順となっています。学職別では、高校生が最も多く、次いで有職少年、中学生、無職少年の順となっています。



### 主な不良行為の態様

喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為
不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為

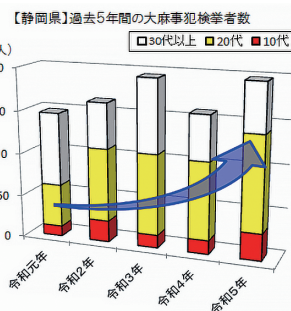
## Topics②

### ～ 若者による大麻乱用が急増中 ～

令和5年中、本件における大麻事犯の少年検挙人員は過去最多の31人(前年比+93.8%)となり、全国的にも若年層における大麻の乱用拡大は憂慮すべき状況にあります。

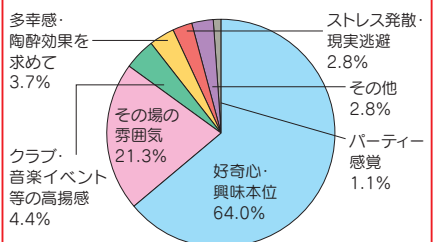
大麻はゲートウェイドラッグと呼ばれ、16歳を境に検挙人員が急増しています。

県警察では、大麻事犯の取締りを強化するとともに、学校等と連携して、薬物乱用防止教室を開催し、少年の薬物乱用防止のための取組を推進しています。



## 大麻を始めた動機

以下のグラフは20歳未満の大麻乱用者が、大麻を初めて使用した動機の割合を示すものです(2019年警察庁調べ)。若者は好奇心・興味本位やその場の雰囲気になされ、安易に大麻に手を染めてしまうことが懸念されます。



# 4 福祉犯の検挙状況

**福祉犯の検挙件数、検挙人数は、前年と比べて減少しました。**

## ● 法令別の検挙件数・検挙人数

(人)

法令別	年次	令和5年		令和4年		増減	
		検挙件数(件)	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙人員(人)	検挙件数	検挙人員
総数		185	171	227	210	▲42	▲39
県青少年環境整備条例		44	37	41	39	3	▲2
児童買春	児童買春事犯	7	7	8	8	▲1	▲1
児童ポルノ禁止法	児童ポルノ事犯	101	87	142	125	▲41	▲38
児童福祉法		4	3	4	4	0	▲1
風営適正化法		4	13	5	9	▲1	4
売春防止法		0	0	1	0	▲1	0
20歳未満飲酒禁止法		0	0	1	1	▲1	▲1
20歳未満喫煙禁止法		10	10	22	22	▲12	▲12
覚醒剤取締法		0	0	0	0	0	0
大麻取締法		0	0	3	2	▲3	▲2
その他		15	14	0	0	15	14

令和5年中の福祉犯の検挙件数は185件、検挙人数は171人で、前年と比べていずれも減少しました。

法令・態様別では、件数、人数ともに児童ポルノ事犯の検挙が最も多く、次いで県青少年環境整備条例違反、20歳未満喫煙禁止法違反の順となっています。



**被害児童のうち、中学生・高校生が約8割を占めています。**

## ● 子供の性被害の態様別・学職別状況

(人)

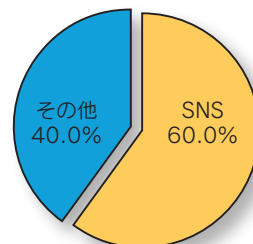
態様別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						未就学	小学生	中学生	高校生	他学生		
総数		60 (44)	—	—	56 (41)	0 (0)	6 (4)	21 (16)	29 (21)	0 (0)	3 (3)	1 (0)
前年		—	92 (78)	—	84 (71)	5 (4)	7 (7)	34 (32)	43 (32)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
増減		—	—	▲32 (▲34)	▲28 (▲30)	▲5 (▲4)	▲1 (▲3)	▲13 (▲16)	▲14 (▲11)	0 (0)	2 (2)	▲1 (▲2)
県青少年環境整備条例(淫行)		28 (19)	22 (17)	6 (2)	26 (17)	0 (0)	0 (0)	9 (5)	17 (12)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
児童買春		3 (2)	7 (7)	▲4 (▲5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
児童ポルノ		25 (19)	60 (51)	▲35 (▲32)	24 (18)	0 (0)	6 (4)	9 (8)	9 (6)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
児童福祉法(淫行)		4 (4)	3 (3)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※( )内は女子を内数で示しています。

福祉犯で性被害に遭った被害児童は60人であり、前年と比べて32人減少しました。

学職別で見ると、中学生と高校生で83%を占めています。

被害に遭った契機別ではSNS利用に起因した被害が60%を占めています。



性被害の契機別

### Topics③

## インターネットの危険から子供たちを守ろう！



子供の「性」を目的とする悪い大人が、インターネットを悪用して子供たちに接触し、言葉巧みに誘い出したり、裸の画像を撮影させて送らせる被害(自撮り被害)が発生しています。

このような危険からお子さんを守るためには、スマートフォン等の使用について、親子で話し合い、使用時間やルールを決める、フィルタリング設定をするなど、子供の成長に応じたペアレンタルコントロール(保護者による適切な管理)を行うことが大切です。

静岡大学と県警察が連携して制作

子どもたちの「自撮りトラブル」を防ぐための教材！

「場面強制想像法」により自覚を促し、断るスキルを身に付ける！

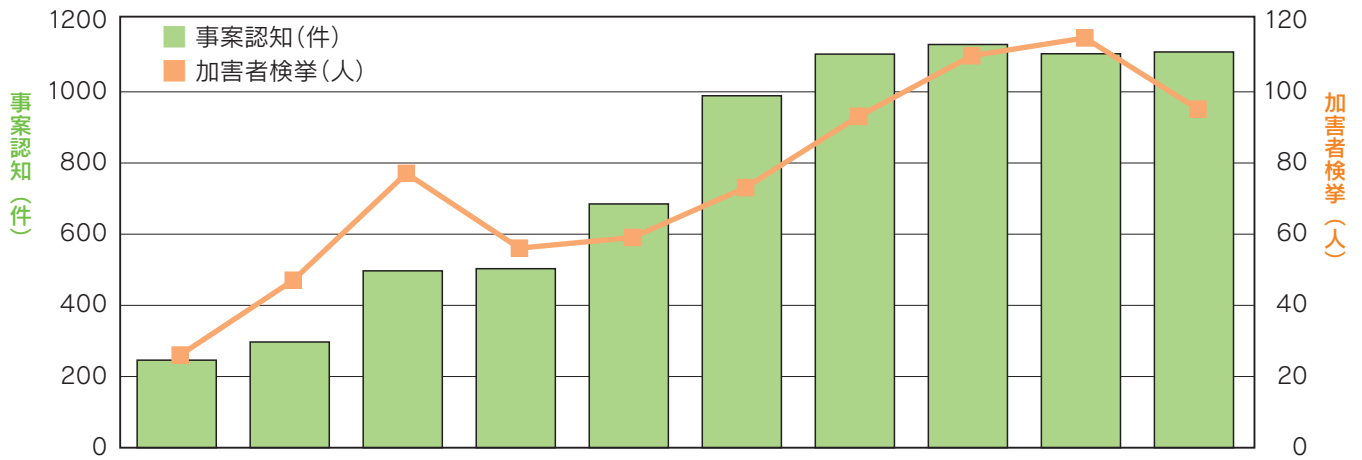
教材(ガイドブック付き)は  
無料ダウンロード可！

<http://shiotashingo.main.jp/?p=1143>  
(上記の静岡大学塩田研究室ホームページからダウンロードできます)

# 5 児童虐待の状況

事案認知件数は増加、加害者の検挙人数は減少しました。

## ● 児童虐待対応状況



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事案認知(件)	246	297	497	503	685	989	1,106	1,133	1,107	1,112
加害者検挙(人)	26	47	77	56	59	73	93	110	115	95

令和5年中の児童虐待事案の認知件数は1,112件で、前年と比べて5件増加しました。

児童虐待事案における検挙人数は、前年と比べて20人減少しました。

## ● 加害者の検挙状況

罪種別	加害者	被害児童との関係							合計	前年
		実父	養父 継父	実母	養母 継母	内縁 関係	祖父母	その他		
刑法犯	殺人(含未遂)	1	0	3	0	0	0	0	4	1
	傷害(含致死)	16	4	10	0	7	0	0	37	45
	暴行	17	5	10	0	2	1	1	36	52
	不同意性交等(監護者含)	2	1	0	0	0	0	0	3	3
	不同意わいせつ等(監護者含)	6	2	0	0	0	0	0	8	6
	その他	1	0	1	0	0	0	0	2	0
特別法犯	児童買春・児童ポルノ禁止法	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	児童福祉法(淫行させ)	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	暴力行為・銃刀法	1	0	4	0	0	0	0	5	6
合計(人)		44	12	28	0	9	1	1	95	115

令和5年中の児童虐待における検挙人員は95人で、前年と比べて20人減少しました。

被害児童との関係別で見ると、実父と養継父で約60%を占めました。

罪種・法令別では、傷害が37人と最も多く、次いで暴行が36人でした。



## Topics④ 警察と児童相談所の連携強化!!

県警察では、年々増加傾向にある児童虐待に迅速かつ確かな対応にあたるため、県内の児童相談所に、警察官を向出・派遣するとともに、児童相談所職員の身分を併任する警察官及び少年警察補導員を配置しています。

虐待を受けたと思われる子供を見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時には児童相談所(全国共通ダイヤル「189」)や市町の窓口で連絡・相談してください。

緊急の場合は、110番通報を!

～ あなたの通報で救われる子供がいます ～



# 6 少年サポートセンターの活動

**令和5年中は、131人の少年に継続補導、継続的支援を実施しました。**

## ● 継続補導、継続的支援

種別	少年相談の 受理（件）	計	継続補導（人）注1		継続的支援（人）注2	
令和5年	478	131	106	25		
令和4年	431	151	121	30		
増減	47	▲20	▲15	▲5		

注1) 継続補導  
少年相談等に係る少年について、その非行を防止するために特に必要と認められる場合に、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うもの

注2) 継続的支援  
犯罪の被害に遭った少年について、その精神的なダメージを軽減するために特に必要と認められる場合に、カウンセリング等による継続的な支援を行うもの

## ● スマイル・サークル・プロジェクト

非行や不良行為、犯罪被害等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、少年警察ボランティアなどと連携し、農業体験や職業体験、作品制作等の活動を通じた支援を実施しています。

(回)

区分	合計	農業体験	作品制作	調理体験	学習支援	その他
令和5年度	273	39	134	16	40	44



【スマイル・サークル・プロジェクト活動】

## ● 少年相談専用ダイヤルのご案内

各地区少年サポートセンターでは、少年に関する相談を受け付けています。

少年本人はもちろん、保護者の方や学校関係者など少年の非行や被害、問題行動などでお困りの方は一人で悩まず、ぜひご相談ください。

《相談受付》月～金 8:30～17:15 左記時間外及び土・日・祝日はFAX及び留守電で受付



センター名称	設置警察署	相談受付番号		お住まいの地域
		フリーダイヤル	電話番号	
沼津地区	沼津警察署 055-952-0110(代)	各地区共通 <b>0120-783-410</b> (通話料無料)  ※ 加入電話から 利用できます。	055-952-0570	下田・伊豆中央・ 三島・伊東・熱海・ 沼津・裾野・御殿場 警察署管内
富士地区	富士警察署 0545-51-0110(代)		0545-51-0167	富士・富士宮 警察署管内
静岡地区	静岡中央警察署 054-250-0110(代)		054-272-0117	清水・静岡中央・ 静岡南 警察署管内
志太・榛原地区	藤枝警察署 054-641-0110(代)		054-641-0626	藤枝・焼津・島田・ 牧之原 警察署管内
磐田地区	磐田警察署 0538-37-0110(代)		0538-37-0146	菊川・掛川・袋井・ 磐田 警察署管内
浜松地区	浜松中央警察署 053-475-0110(代)		053-475-0299	天竜・浜北・浜松東・ 浜松中央・浜松西・ 細江・湖西 警察署管内

静岡県警察では、ホームページのほか、YouTube、X（旧ツイッター）の公式アカウントなどで、少年の非行防止、健全育成に係る啓発資料や統計データを掲載・配信しています。ぜひご活用ください。

静岡県警察ホームページ  
(少年の非行防止と健全育成)



※接続には通信料がかかります。

# 少年事件手続きの流れ（概要）

